

今後の原子力規制委員会における民間規格の活用について

平成25年6月19日

原子力規制委員会

1. 経緯

○発電用原子炉施設の詳細設計段階に適用する技術基準は、平成17年に、実施方法の詳細を規定する「仕様規定」から要求性能水準を規定する「性能規定」に変更された。これにあわせ、技術基準を満たす詳細仕様を定める規格については、公正性、公平性、公開性が担保されたプロセスを経て策定される日本原子力学会、日本機械学会及び日本電気協会等の民間規格（以下、学協会規格という。）を活用することとなった。

（※）学協会規格については、以下の観点からその活用を進めるとされた。

- ・ 公平性、中立性、公開性を重視した規格は、その時点における最新の技術的な知見が集約・反映された公共財的な性格を有する。
- ・ 規制当局が学協会規格を活用する方針を示すことによって、学協会による基準策定活動が活性化する。
- ・ これにより、最新の知見が反映された学協会規格が迅速に整備されることとなれば、安全性向上にも望ましい。

○これらは、米国等における原子力規制の仕組みを参考にしたものであり、個別の学協会規格の活用の是非については、技術的な内容と併せ、策定プロセスが公正性、公平性、公開性を重視したものであるか（偏りのないメンバー構成、議事の公開、公衆審査の実施、策定手続きの文書化及び公開等）について技術評価を行い、判断するとしている。

○技術基準を満たす仕様規格として活用する日本機械学会、日本原子力学会、日本電気協会等の規格を策定するため、これらの学協会に設置された委員会には、海外の例も参考にしつつ、

- ・ 規制当局としてのニーズや意見を規格策定過程に反映されるようにする
- ・ 当該規格の規制基準への適合性の確認を効率的に行う
- ・ 規格に関する最新の知見を入手する

観点から、従来、原子力安全・保安院の職員が、規制業務に係る経験を有する者として参画してきてきた。

○平成24年度第11回原子力規制委員会（平成24年11月14日）において、

今後の学協会規格の活用と学協会規格策定委員会への参画について検討を行い、原子力規制庁より、引き続き技術評価を行った上で学協会規格を活用すること、規制庁職員の学協会規格策定委員会への出席は、ニーズや意見の表明、情報の収集を行う形に留めることを提案した。これに対し、原子力規制委員からは、

- 学協会規格策定委員会の委員構成の中立性について、一部の業種に偏らないものとはなっているが、電力会社、メーカー等の原子力事業関係者が過半を占めている。
- 規格策定プロセスのトレーサビリティを確保するためには、速記録を作成する、録音を参照できるようにする等、透明性、公開性を高める必要がある。

等の指摘があり、継続審議となった。

○原子力規制委員会での指摘を踏まえ、原子力規制庁から3学協会に対し、学協会規格策定委員会の委員構成等に係る学協会としての考え方について確認したい旨要請した。これに対し、3学協会から以下を概要とする回答があった（平成25年4月26日付 添付資料1）。

- 民間規格・基準は、使用する当事者が策定する「民間の自主的取り組み」にこそ意義がある。
- 各委員は、各学協会で定めた倫理規定に従い、技術者・専門家として規格策定に参加しており、所属組織の「肩書」等に係わらず客観性や公平性を確保している。
- 更なる透明性確保のための規格策定の在り方については、継続的に検討していきたい。

議事録については、分かり易い議事録作成に努める。議事の録音については、品質を問わなければ採録は可能。今後、取り扱いを定め、要求があれば第三者へ提供することを検討。

2. 今後の対応

○許認可申請図書において引用される学協会規格について、性能規定化された規制要求に対する容認可能な実施方法としてあらかじめ評価しておくこと

は、効率的な審査の実施に資すると考えられる。

- 一方、学協会規格策定委員会は、学協会規格について、その策定プロセスの公正性、公平性、公開性を確保しているとする一方、「民間の自主的取り組みとして、その当事者が策定する」としており、現状の原子力事業者を中心とする委員構成を変更しないとしている。
- このため、学協会規格を含む民間規格については、その策定プロセス等によらず、規定内容が技術的に妥当であるかという観点から、原子力規制委員会として技術評価を行う。
- 民間規格の技術評価のための仕組みを、以下のとおりとする。

(体制の構築)

- ・ 学協会規格の技術評価は、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び技術支援機関職員による検討チームにおいて実施する。必要な場合には、当該学協会規格策定に関与していない外部有識者の参加を得る。
- ・ 技術評価プロセスは以下のとおりとする。
 - ① 検討チームにおいて、評価対象とする民間規格の技術評価書案及び民間規格を引用する基準解釈文書案を作成する。
 - ② その過程において、必要に応じ、学協会規格策定委員会若しくはその下部委員会の参加者に対し評価対象とする規格基準の技術的根拠等に係る説明を要請する。
 - ③ 検討チームの会合は、公開とする。
 - ④ 技術評価書案及び基準解釈文書案に対しては、パブリックコメントを実施する。
 - ⑤ 原子力規制委員会において、技術評価書及び基準解釈文書を決定する。

(計画的な技術評価の実施)

- ・ 民間規格の策定動向について情報収集し、設置許可基準¹、技術基準²を満たす仕様規格として、事業者からの申請において使用が見込まれる民間規格の存否を、原子力規制庁において検討する。
- ・ 設置許可基準、技術基準の解釈文書において引用している民間規格については、その改訂動向について情報収集し、基準解釈文書の改訂が必要となるものの存否を原子力規制庁において検討する。
- ・ 以上を踏まえ、技術評価及び基準解釈文書において引用する民間規格として優先度の高いものについて、計画的に技術評価を実施する。
- ・ 技術評価の実施に係る計画は、原子力規制委員会に報告し、その承認を受

¹ 実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

² 実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則

ける。

(民間規格策定団体との関係)

- ・ 原子力規制庁職員及び技術評価に参加する技術支援機関職員が、
 - ✓ 日本原子力学会、日本機械学会、日本電気協会等における規格策定のための委員会
 - ✓ 原子力関連学協会規格類協議会
- に参加する場合は、規格策定を行う委員ではない立場とする。この際、必要に応じ、基準解釈文書における民間規格の引用の必要性、技術評価の計画等について情報を提供する。

添付資料 1

日電協25技基第029号

平成 25年 4月 26日

原子力規制委員会 御中

一般社団法人 日本電気協会
原子力規格委員会
委員長 関村 直人



原子力規制委員会連絡文書「今後の学協会（日本原子力学会、日本機械学会、日本電気協会）規格の活用に係る原子力規制委員会での議論を踏まえた対応について（連絡）」（原規技発第130212002号）への回答について

本委員会の業務につきましては、平素よりご指導を賜り厚くお礼を申し上げます。

「今後の学協会（日本原子力学会、日本機械学会、日本電気協会）規格の活用に係る原子力規制委員会での議論を踏まえた対応について（連絡）」（原規技発第130212002号）につきまして、別紙のとおり回答いたします。

扱者：

日本電気協会 技術部

原子力規格委員会事務局 田村，大滝

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビル北館 4階

TEL03-3216-0553, FAX03-3214-6005

E-mail: y-tamura@denki.or.jp

1. 学協会規格の安全規制への活用の経緯

原子力安全・保安院では、平成14年に「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」が取りまとめられ、公平性、公正性、公開性を重視したプロセスで規格を策定している。3学協会の規格が活用されることとなった。その後、平成17年に国の技術基準が性能規定化され、国が学協会規格を技術評価した上でエンドース（是認）し、仕様規格として学協会規格が活用されてきた。なお、平成22年9月の「規格基準の体系的整備の促進について」では、原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構が、学協会における規格の審議段階から法令要件への適合性を確認するなど、規格策定に積極的に参画することとしている。

また、原子力安全委員会では、平成22年に「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」が改定され、指針類の制定・改訂等のあり方に関する検討の中で、学協会等の関係機関等との連携のあり方についても検討を開始する、としている。

2. 学協会の規格策定プロセスについて

(1) 委員構成

規格策定には高度な知識や専門性を必要とするため、各委員は技術者・専門家として学協会組織で定めた倫理規定に従って委員会活動に参加しているものであり、所属組織の「肩書」等により委員会活動やその成果である規格・基準の客観性や公平性に疑義があると見なすのは適切ではない。

また、民間規格・基準の最大の眼目は、規格・基準を使用する当事者が協力して、より高い安全性をより合理的に達成するための規格・基準を作り上げることであり、そのような「民間の自主的取り組み」にこそ意義があるものと認識している。

なお、原子力学会標準委員会では、各種の委員の募集を公募として広く集める努力もしている。

今後、更なる透明性確保のためにも、公平性・公正性・公開性の原則に沿った規格策定の在り方について継続的に検討していきたい。

(2) 審議プロセス

規格の制定・改定にあたっては、委員会審議、書面投票による審査、公衆審査による意見募集等段階を経て実施している。委員会資料、書面投票用紙、公衆審査意見対応、規格改定案等の図書は保存期間を定め保存しており、規格改定のプロセスは現状でも十分追跡できるものとする。

また、議論と採択のプロセスが分かるような議事録を作成し公開するとともに、委員会でのオブザーバ参加を認めている。なお、全ての委員会は公開であり、資料は閲覧可能としている。

(3)トレーサビリティ

議事録について、例えば日本電気協会原子力規格委員会では、運営規約細則に従い、議論と採択のプロセスが分かるような議事録を作成し(7~10頁程度)、委員会での承認を得た後、ホームページで公開している。今後もより分かり易い議事録を作成するように努めていく。

なお、録音機については、事務局が議事録作成用に録音しているため、品質を問わなければ録音機による採録は可能である。今後、採録に関する取り扱いを定め、要求があれば第三者へ提供することを検討していきたい。

3. 今後の対応

3学協会では、福島第一原子力発電所事故を未然に防止できなかったこと等の反省の上に、新しい役割の自覚とそれに対応した活動強化が必要と認識しており、原子力安全の向上に向けた学協会規格策定活動の強化に取り組んでいる。

原子力関連学協会規格類協議会及び各学協会において、要望事項である独立性、透明性をより高めることについて、引き続き検討を進めていきたい。また、原子力関連学協会規格類協議会では、学協会の役割や協議会の機能等についての検討を始めたところである。

原子力関連学協会規格類協議会において、規制庁、他学会、関連団体等と共に諸課題についての検討を実施していきたいと考えており、規制庁にも議論に参加して頂きたい。

以上

AESJ-SC-2013-18

平成25年4月26日

原子力規制委員会 御中

一般社団法人 日本原子力学会
標準委員会
委員長 宮野 廣

原子力規制委員会連絡文書「今後の学協会（日本原子力学会、日本機械学会、日本電気協会）規格の活用に係る原子力規制委員会での議論を踏まえた対応について（連絡）」（原規技発第130212002号）への回答について

本委員会の業務につきましては、平素よりご指導を賜り厚くお礼を申し上げます。

「今後の学協会（日本原子力学会、日本機械学会、日本電気協会）規格の活用に係る原子力規制委員会での議論を踏まえた対応について（連絡）」（原規技発第130212002号）につきまして、別紙のとおり回答いたします。

扱者：

日本原子力学会

標準委員会事務局 室岡

〒105-0004 東京都港区新橋 2-3-7

新橋第二中ビル3階

TEL03-3508-1263, FAX03-3581-6128

E-mail: murooka@aesj.or.jp

1. 学協会規格の安全規制への活用の経緯

原子力安全・保安院では、平成14年に「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」が取りまとめられ、公平性、公正性、公開性を重視したプロセスで規格を策定している3学協会の規格が活用されることとなった。その後、平成17年に国の技術基準が性能規定化され、国が学協会規格を技術評価した上でエンドース（是認）し、仕様規格として学協会規格が活用されてきた。なお、平成22年9月の「規格基準の体系的整備の促進について」では、原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構が、学協会における規格の審議段階から法令要件への適合性を確認するなど、規格策定に積極的に参画することとしている。

また、原子力安全委員会では、平成22年に「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」が改定され、指針類の制定・改訂等のあり方に関する検討の中で、学協会等の関係機関等との連携のあり方についても検討を開始する、としている。

2. 学協会の規格策定プロセスについて

(1) 委員構成

規格策定には高度な知識や専門性を必要とするため、各委員は技術者・専門家として学協会組織で定めた倫理規定に従って委員会活動に参加しているものであり、所属組織の「肩書」等により委員会活動やその成果である規格・基準の客観性や公平性に疑義があると見なすのは適切ではない。

また、民間規格・基準の最大の眼目は、規格・基準を使用する当事者が協力して、より高い安全性をより合理的に達成するための規格・基準を作り上げることであり、そのような「民間の自主的取り組み」にこそ意義があるものと認識している。

なお、原子力学会標準委員会では、各種の委員の募集を公募として広く集める努力もしている。

今後、更なる透明性確保のためにも、公平性・公正性・公開性の原則に沿った規格・基準の策定の在り方について継続的に検討していきたい。

(2) 審議プロセス

規格・基準の制定・改定にあたっては、委員会審議、書面投票による審査、公衆審査による意見募集等段階を経て実施している。委員会資料、書面投票用紙、公衆審査意見対応、規格・基準の改定案等の図書は保存期間を定め保存しており、規格・基準の改定のプロセスは現状でも十分追跡できるものとする。

また、議論と採択のプロセスが分かるような議事録を作成し公開するとともに、委員会でのオブザーバ参加を認めている。なお、全ての委員会は公開であり、資料は閲覧可能としている。

(3)トレーサビリティ

議事録について、例えば日本原子力学会標準委員会では、運営規約・細則に従い、議論と採択のプロセスが分かるような議事録を作成し、委員会での承認を得た後、ホームページで公開している。今後もより分かり易い議事録を作成するように努めていく。

なお、議事の録音については、事務局にて議事録作成の補助および議事の保全用に録音しているため、品質を問わない範囲で採録を行っている。今後、採録に関する取り扱いを運営規約等にて定める。また、公開の原則に従い、要求があれば第三者へ提供する。

3. 今後の対応

日本原子力学会標準委員会をはじめ3学協会では、福島第一原子力発電所事故を未然に防止できなかったこと等の反省の上に、新しい役割の自覚とそれに対応した活動強化が必要と認識しており、原子力安全の向上に向けた学協会規格策定活動の強化に取り組んでいる。

原子力関連学協会規格類協議会及び各学協会において、要望事項である独立性、透明性をより高めることについて、引き続き検討を進めていきたい。また、原子力関連学協会規格類協議会では、学協会の役割や協議会の機能等についての検討を始めたところである。

原子力関連学協会規格類協議会において、規制庁、他学会、関連団体等と共に諸課題についての検討を実施していきたいと考えており、規制庁にも議論に参加して頂きたい。

以上

平成 25 年 4 月 26 日

原子力規制委員会 御中

一般社団法人 日本機械学会
発電用設備規格委員会
委員長 森下 正樹

原子力規制委員会連絡文書「今後の学協会（日本原子力学会、日本機械学会、日本電気協会）規格の活用に係る原子力規制委員会での議論を踏まえた対応について（連絡）」（原規技発第130212002号）への回答について

本委員会の業務につきましては、平素よりご指導を賜り厚くお礼を申し上げます。

「今後の学協会（日本原子力学会、日本機械学会、日本電気協会）規格の活用に係る原子力規制委員会での議論を踏まえた対応について（連絡）」（原規技発第130212002号）につきまして、別紙のとおり回答いたします。

扱者：

日本機械学会
発電用設備規格担当 高柳 英彰
〒160-0016 東京都新宿区信濃町 35 番地
信濃町煉瓦館 5 階
TEL03-5360-3513, FAX03-5360-3509
E-mail: takayanagi@jsme.or.jp

1. 学協会規格の安全規制への活用の経緯

原子力安全・保安院では、平成14年に「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」が取りまとめられ、公平性、公正性、公開性を重視したプロセスで規格を策定している3学協会の規格が活用されることとなった。その後、平成17年に国の技術基準が性能規定化され、国が学協会規格を技術評価した上でエンドース（是認）し、仕様規格として学協会規格が活用されてきた。なお、平成22年9月の「規格基準の体系的整備の促進について」では、原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構が、学協会における規格の審議段階から法令要件への適合性を確認するなど、規格策定に積極的に参画することとしている。

また、原子力安全委員会では、平成22年に「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」が改定され、指針類の制定・改訂等のあり方に関する検討の中で、学協会等の関係機関等との連携のあり方についても検討を開始する、としている。

2. 学協会の規格策定プロセスについて

(1) 委員構成

規格策定には高度な知識や専門性を必要とするため、各委員は技術者・専門家として学協会組織で定めた倫理規定に従って委員会活動に参加しているものであり、所属組織の「肩書」等により委員会活動やその成果である規格・基準の客観性や公平性に疑義があると見なすのは適切ではない。

また、民間規格・基準の最大の眼目は、規格・基準を使用する当事者が協力して、より高い安全性をより合理的に達成するための規格・基準を作り上げることであり、そのような「民間の自主的取り組み」にこそ意義があるものと認識している。

なお、原子力学会標準委員会では、各種の委員の募集を公募として広く集める努力もしている。

今後、更なる透明性確保のためにも、公平性・公正性・公開性の原則に沿った規格策定の在り方について継続的に検討していきたい。

(2) 審議プロセス

規格の制定・改定にあたっては、委員会審議、書面投票による審査、公衆審査による意見募集等段階を経て実施している。委員会資料、書面投票用紙、公衆審査意見対応、規格改定案等の図書は保存期間を定め保存しており、規格改定のプロセスは現状でも十分追跡できるものとする。

また、議論と採択のプロセスが分かるような議事録を作成し公開するとともに、委員会でのオブザーバ参加を認めている。なお、全ての委員会は公開であり、資料は閲覧可能としている。

(3)トレーサビリティ

議事録について、例えば日本機械学会発電用設備規格委員会では、運営規約に従い、議論と採択のプロセスが分かるような議事録を作成し（7～10頁程度）、委員会での承認を得た後、ホームページで公開している。今後もより分かり易い議事録を作成するように努めていく。

なお、録音機については、品質を問わなければ録音機による採録は可能である。日本機械学会発電用設備規格委員会では、今後、録音機による試験的な採録を行うこととしており、その結果も踏まえて対応を検討していきたい。

3. 今後の対応

3学協会では、福島第一原子力発電所事故を未然に防止できなかったこと等の反省の上に、新しい役割の自覚とそれに対応した活動強化が必要と認識しており、原子力安全の向上に向けた学協会規格策定活動の強化に取り組んでいる。

原子力関連学協会規格類協議会及び各学協会において、要望事項である独立性、透明性をより高めることについて、引き続き検討を進めていきたい。また、原子力関連学協会規格類協議会では、学協会の役割や協議会の機能等についての検討を始めたところである。

原子力関連学協会規格類協議会において、規制庁、他学会、関連団体等と共に諸課題についての検討を実施していきたいと考えており、規制庁にも議論に参加して頂きたい。

以 上